

議員提出議案第 11 号 富山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する反対討論

自民クラブ 村上和久

議員提出議案第 11 号 富山市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定の件について反対討論を行います。

政務活動費の使途は会派の事情により、大きく異なる。十分な視察研修や資料の購入に支出しても、職員を雇用していない我が自民クラブは固定費の比率が少なく、パソコン等の事務機器を購入した会派結成初年度であっても、交付額の約半分にあたる 81 万 5 千円あまりの不用額を返納している。また、大会派においては、職員を雇用しても、やはり固定費の割合は少ない。一方、職員を雇用する第 2 会派以下は事情が異なる。会派職員の給与額については納得できない例もあるが、適切な給与レベルで運用されている会派の議会活動に支障が生じる減額は行うべきではない。

政務活動の中でも視察の意義は非常に大きい。いわゆる自転車安全条例の制定検討にあたり、私は種々の課題、問題点を指摘しているが、これまでの国内視察、海外視察並びに研修における情報収集、走行体験の蓄積に基づくものである。

条例制定の是非及び条例を理解する練度を高めるため、自転車安全利用促進特別委員会委員及びその他の議員にも先進地視察に行っていただきたいが、政務活動費による視察に抑制がおよぶことになっては特別委員会の議論に資する素材及び議論そのものが不足し、政策の成熟に支障が生じる。

とかく批判の対象となる海外視察であるが、歴史、文化が異なるからこそ、日本に足りないものは何か、より良い自転車利用環境の構築に求められるものは何かを理解できるのであり、本来なら、特に当選回数のない議員諸氏には海外視察を勧めたいところである。

富山市は海外に事業を展開している企業に対し支援しており、その状況や事情及び成果を検証評価するため、また、新たな政策を提案するため、現地に行くことが必要となることもある。現在、政務活動費の運用指針では、原則、海外視察は行わないことになっているが、議会の了承があれば実施できる余地を残してある。

自らの政務活動費を半減しても、仕事は減らさない、と宣言することは可能だ

が、活動の多寡や構成人数、会派及び個人の経済状況は異なり、他の会派及び議員に当てはめることは適当ではない。

私だけでも数件の視察項目、視察先のプランが上空待機しているが、コロナ禍終息後の各会派の視察に抑制が及ぶことを懸念する。

不用額の返納が4月末日までであることから、迅速性に欠けるとの理由については、財政の逼迫、例えば財政危機回避緊急プログラム発動時の財政の逼迫状況と議会活動の重要性の比較において意義を持つものであり、現状では納得できない。

すべての会派、すべての議員が存分に調査研究し、議会の責務を全うできることを保証するため、議員提出議案第11号に反対する。